明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（**内閣府・経済産業**八）　一

〔告示〕

○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**内閣府**二五七～二五九）　一

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**同**二六〇）　二

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**三六八）　二

○戸籍の一部が滅失した件（**同**三六九、三七〇）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**三七一）　二

○国際電気通信衛星機構からのブルガリア共和国の脱退に関する件（**外務**三〇一）　三

○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**厚生労働**五〇〇）　三

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件（**厚生労働・環境**三）　三

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（**特許庁**一七）　五

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一〇〇一、一〇〇二）　五

○特例港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件（**同**一〇〇三、一〇〇四）　六

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**同**一〇〇五）　六

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**防衛**一〇〇三）　六

○道路に関する件（**関東地方整備局**三二〇～三二二）　七

○浄化槽の型式を認定した件（**同**三二三）　七

○自動車専用道路に関する件（**九州地方整備局**一三四）　七

○道路に関する件（**同**一三五）　七

○道路に関する件（**北海道開発局**九三）　八

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

国家試験

平成二十四年度技術士第一次試験の試験会場（文部科学省）　九

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係　九

裁判所

相続、失踪、破産、免責、再生関係　九

特殊法人等

平成二十三年度外務省共済組合の決算関係　二九

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省

〔叙位・叙勲〕

〔国会事項〕

府令・省令

○内閣府・経済産業省令第八号

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十四年九月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

総合特別区域法（以下「法」という。）第三十一条第一項の指定を受けた地方公共団体が、法第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域ガス融通事業（一のコンビナート地域内の事業者がその製造するガス（当該一のコンビナート地域内の事業者が自ら使用するものを除く。）を当該一のコンビナート地域内の他の事業者に融通する事業をいう。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定（法第三十八条第一項に規定する認定をいう。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該一のコンビナート地域内の他の事業者は、当該一のコンビナート地域内の事業者とガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第四条に規定する生産工程、資本関係、人的関係等における関係を有するものとみなす。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。